

委託業務基本仕様書

1. 業務名

第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務

2. 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月20日（水）まで

3. 業務の目的

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、平成32年度から平成36年度を計画期間とする第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、市民の子育て意識の実態等、未就学児童及び小学生児童の保護者のニーズを把握するための調査を実施し、集計分析を行い、ニーズ等を計画に反映させることを目的とする。

4. 業務の内容

(1) ニーズ調査の実施

① 調査対象者及び標本数

ア 未就学児童の保護者 1,500人（A4版 22頁程度）

イ 小学生児童の保護者 600人（A4版 10頁程度）

② 調査票の作成

調査票の作成にあたっては、国等から示される指針及び市の現状等を踏まえた設問設計を行い、市独自の設問等を含む調査内容や質問数等について、市と十分協議のうえ、受注者が作成する。

③ 抽出方法及び宛名ラベルの提供

市が抽出し、宛名ラベルに印刷したものを受注者に提供する。

④ 調査方法

小学校に在籍している児童の保護者については、小学校を通じて配布・回収をすることとし、就学前児童の保護者については郵送にて配布・回収をする。

⑤ 調査結果の入力・集計・分析

回収した調査票のデータ入力、調査結果の集計・分析を行う。その際、単純計算のほか、分析に必要なクロス集計、自由記述の取りまとめ等を行い、市の現状や課題などを抽出・把握する。

なお、調査結果の分析にあたっては、平成31年度実施予定の計画策定を踏まえて行うこととする。

⑥ ニーズ調査にかかる費用負担及び役割分担

項目	四国中央市	受注者
調査票の印刷		○
発送、返信用封筒の印刷	○	
宛名シール作成	○	
宛名シール貼り		○
調査票の封入		○
発送、返送にかかる郵送料	○	
調査票の回収	○	
データ入力		○
データ分析等		○

※○印は、費用を負担する主体を表す。

(2) 現状の分析と課題の整理

上記調査の結果及び現行の四国中央市子ども・子育て支援事業計画の取組みへの評価等を整理して、子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(3) 需要量の推計・目標量の設定

上記の調査・分析結果を元に、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に市の施策意向等を加味し、各種事業の目標量の設定を支援する。

(4) ニーズ調査等結果報告書の作成

調査結果の分析コメントや計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等を対象者別にクロス集計表やグラフを用い、調査結果の総括を行うこと。

成果品の仕様については以下のとおりとする。

- ① ニーズ調査結果集計表
- ② 調査結果報告書【A4版 150 頁程度 1 色刷 10 部】
- ③ 調査結果報告書概要版【A4版 40 頁程度 1 色刷 10 部】
- ③ 回収調査票
- ④ ニーズ調査に係る関係資料、①、②及び③に関する電子データ一式を再編集可能なファイル形式で印刷用の PDF データとともに CD-R 等の電子媒体で提出すること。

5. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 主任技術者届
- (4) 業務完了届
- (5) その他、発注者が指示するもの

6. 主任技術者（担当技術者）

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

7. その他

(1) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、「地方自治法」（昭和 22 年法第 67 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等関係法令並びに四国中央市の条例、規則等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持及び中立性

受注者は、本業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(3) 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にした上で発注者に提出することとする。

(4) 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要となる関係資料等については、必要に応じて発注者より受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了とともにこれを速やかに返納するものとする。

(5) 再委託

本業務の実施にあたり、他の業者に再委託することを原則として禁止する。よって、受注者は、受託業務の全部及び大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。なお、受託業務の一部について再委託が必要な場合は、四国中央市と協議のうえ、事前に書面により四国中央市の承諾を得ること。

(6) 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、四国中央市に帰属するも

のとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、四国中央市の承諾を必要とする。

(7) 仕様書に定めのない事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、四国中央市と受注者が双方協議の上これを定め、業務を遂行しなければならない。